

注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ③リース資産

a) 有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成27年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

該当なし

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会退職共済制度掛金の法人負担分相当額を退職給付引当金に計上している。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品・製品(夢の風拠点区分)

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は時価(再調達原価)が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価)

②仕掛品(夢の風拠点区分)

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は時価(再調達原価)が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価)

③原材料(夢の風拠点区分)

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は時価(再調達原価)が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価)

④貯蔵品(夢の風拠点区分)

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は時価(再調達原価)が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価)

⑤給食用材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は時価（再調達原価）が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価）

なお、販売目的で所有する棚卸資産のみ棚卸を行っている。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は税込処理によっており、本則課税を選択している。

2. 法人で採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会が実施する退職共済制度

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

イ 七峰荘拠点（社会福祉事業）

「七峰荘介護老人福祉施設」

「七峰荘老人短期入所」

「七峰荘障害短期入所」

「大衡村デイサービスセンター通所介護」

「ケアプランえいらく居宅介護支援」

ウ すずらん拠点（社会福祉事業）

「すずらん認知症対応型共同生活介護」

「すずらん認知症対応型通所介護」

「ひだまりの丘通所介護」

エ 郷和荘拠点（社会福祉事業）

「郷和荘介護老人福祉施設」

「郷和荘老人短期入所」

「郷和荘障害短期入所」

「大郷町デイサービスセンター通所介護」

「永楽会おもいやりセンター居宅介護支援」

「大郷町いきがい健康づくり」

- オ あさいな拠点（社会福祉事業）
 - 「あさいな施設入所支援」
 - 「あさいな生活介護」
 - 「あさいな障害短期入所」
 - 「あさいな相談支援」
 - 「あさいな障害児相談支援」
 - 「いこいの家たんぽぽ生活介護」
 - 「ホーム輝共同生活援助」
- カ 百才館拠点（社会福祉事業）
 - 「百才館地域密着型介護老人福祉施設」
 - 「百才館老人短期入所」
 - 「百才館老人障害短期入所」
 - 「百才館障害基準該当生活介護」
 - 「第2百才館地域密着型介護老人福祉施設」
 - 「第2百才館老人短期入所」
 - 「百才館通所介護」
 - 「百才館訪問介護」
 - 「百才館障害居宅介護」
 - 「百才館障害重度訪問介護」
 - 「百才館訪問入浴介護」
 - 「百才館居宅介護支援」
 - 「百才館配食」
 - 「なのはな高齢者認知症対応型共同生活介護」
 - 「なのはな知的障害者共同生活援助」
- キ 杜の風拠点（社会福祉事業）
 - 「杜の風介護老人福祉施設」
 - 「杜の風老人短期入所」
 - 「杜の風障害短期入所」
 - 「杜の風通所介護」
 - 「杜の風居宅介護支援」
 - 「そよかぜ認知症対応型共同生活介護」
- ク みどりの風拠点（社会福祉事業）
 - 「みどりの風軽費老人ホーム」
- ケ 虹の風拠点（社会福祉事業）
 - 「虹の風生活介護」
 - 「虹の風放課後等デイサービス」
- コ 夢の風拠点（社会福祉事業）
 - 「就労継続支援B型事業」
 - 「就労移行支援事業」
- サ おながわ拠点（社会福祉事業）

- 「おながわ介護老人福祉施設」
- 「おながわ老人短期入所」
- 「おながわ障害短期入所」
- 「おながわ障害基準該当生活介護」
- 「おながわ通所介護」
- 「おながわ居宅介護支援」
- 「ホームおながわ浜共同生活援助」
- 「のどか認知症対応型共同生活介護」
- シ 百才館拠点（公益事業）
 - 「大崎市志田地域包括支援センター介護予防支援」
 - 「大崎市生きがいと健康づくり推進事業」
 - 「大崎市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|---------------|------------|------------|---------------|
| 土地 | 52,090,290 | 0 | 0 | 52,090,290 |
| 建物 | 5,110,935,482 | 45,542,101 | 0 | 5,156,477,583 |
| 定期預金 | 53,141,870 | 34,212,000 | 13,212,000 | 74,141,870 |
| 投資有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 5,209,030,612 | 79,754,101 | 13,212,000 | 5,275,572,713 |

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

（1）百才館拠点区分

| | |
|----------|--------------|
| 建物（基本財産） | 350,516,207円 |
| 計 | 350,516,207円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） | 37,500,000円 |
| 計 | 37,500,000円 |

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 建物（基本財産） | 5,156,477,583 | 2,205,546,885 | 2,950,930,698 |
| 建物 | 166,285,175 | 79,605,752 | 86,679,423 |

| | | | |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 構築物 | 132,115,977 | 115,540,077 | 16,575,900 |
| 機械装置 | 23,574,443 | 23,021,308 | 553,135 |
| 車輛運搬具 | 133,744,233 | 117,363,438 | 16,380,795 |
| 器具及び備品 | 322,251,490 | 277,832,400 | 44,338,450 |
| 有形リース | 3,758,400 | 417,600 | 3,340,800 |
| ソフトウェア | 25,201,807 | 21,231,719 | 3,970,088 |
| 権利 | 1,692,600 | 1,182,898 | 509,702 |
| 合計 | 5,965,101,708 | 2,841,742,077 | 3,123,278,991 |

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・適用する会計基準の変更について

当期より、社会福祉法人会計基準（雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発0727第1号 平成23年7月27日）を適用する。

なお、移行処理にあたり、平成27年度期首において会計基準移行に伴う過年度修正仕訳を行っており、内訳は以下の通りである。

(1) 会計基準移行に伴う過年度修正益（事業活動計算書）

| | |
|----------------|-----|
| 会計基準移行に伴う備忘修正額 | 18円 |
|----------------|-----|

| | |
|----------------------|-----|
| 「会計基準移行に伴う過年度修正益」 合計 | 18円 |
|----------------------|-----|

(2) 会計基準移行に伴う過年度修正損（事業活動計算書）

会計基準移行に伴う国庫補助金等特別積立金の

| | |
|------------|--------------|
| 計算方法による調整額 | 138,401,688円 |
|------------|--------------|

| | |
|----------------|----|
| 会計基準移行に伴う備忘修正額 | 3円 |
|----------------|----|

| | |
|----------------------|--------------|
| 「会計基準移行に伴う過年度修正損」 合計 | 138,401,691円 |
|----------------------|--------------|

・賞与引当金の計上について

従来、賞与については支給時に全額を費用処理する方法を採用していたが、新会計基準移行に伴い当会計年度の負担に属する金額を当会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞

与引当金として計上する方法に変更している。